

第一百五十六回

参議院文教科学委員会会議録第十五回

(二四六)

平成十五年五月二十七日(火曜日)
午後一時三分開会

五月二十二日
委員の異動

辞任
大仁田 厚君

補欠選任
阿部 正俊君

國務大臣
文部科学大臣 遠山 敦子君

副大臣
文部科学副大臣 河村 建夫君

西岡 武夫君
山本 正和君

出いたしました国立大学法人法案、独立行政法人

及び監事を置き、予算など重要事項については学長及び理事で構成される役員会の議を経て学長が決定することとしております。また、審議機関として経営協議会及び教育研究評議会を設置するとともに、役員や経営協議会の委員に学外有識者を迎えることにより、民間的な発想を取り入れつゝして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

知の時代とも言われる二十一世紀にあっては、知の拠点としての大学が学問や文化の継承と創造を通じ社会に貢献していくことが大きく期待されております。

今回提出いたしました国立大学法人法案等の六

五月二十三日
出席者は左のとおり。

辞任

大仁田 厚君

補欠選任
阿部 正俊君

事務局側
常任委員会専門員

河村 建夫君
遠山 敦子君

出いたしました国立大学法人法案、独立行政法人

及び監事を置き、予算など重要事項については学長が決定することとしております。また、審議機関と

して経営協議会及び教育研究評議会を設置すると

ともに、役員や経営協議会の委員に学外有識者を

を迎えることにより、民間的な発想を取り入れつ

つて、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上

げます。

知の時代とも言われる二十一世紀にあっては、

知の拠点としての大学が学問や文化の継承と創造

を通じ社会に貢献していくことが大きく期待され

ております。

今回提出いたしました国立大学法人法案等の六

法

案

は

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

、

案は、大学評価や学位授与、財務・経営、メディア教育のそれぞれの観点から大学等を支援する業務を行う三機関を独立行政法人化するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項や役員について定めるものであります。

これらの機構及びセンターにつきましては、国立大学法人等と同様に、その設立の期日は平成十六年四月一日としております。

なお、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、国立大学法人法等の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止を行うとともに、学校教育法外五十二本の関係法律について所要の改正を行うものであります。

以上が、国立大学法人法案等の六法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

国立大学法人法案

2 この法律において「国立大学」とは、別表第一

2 それぞれ同表の第一欄に掲げる国立大学を設置す

7 前項の評価委員その他評価に必要な事項

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条～第八条)

第二章 組織及び業務

第一款 役員及び職員(第十一条～第十九条)

第二款 経営協議会等(第二十条～第二十一条)

第三款 大学共同利用機関法人(第二十二条～第二十三条)

第四款 経営協議会等(第二十七条～第二十八条)

第五款 業務等(第二十九条)

第六款 罰則(第三十八条～第四十一条)

第七款 財務及び会計(第三十二条～第三十四条)

第八款 附則

第一章 総則

第一節 通則

第二節 組織

第三節 業務

第四節 罰則

第五節 財務

第六節 会計

第七節 附則

第八節 第二章

第九節 第三章

第十節 第四章

第十一節 第五章

第十二節 第六章

第十三節 第七章

第十四節 第八章

第十五節 第九章

第十六節 第十章

第十七節 第十一章

第十八節 第十二章

第十九節 第十三章

第二十節 第十四章

第二十一節 第十五章

第二十二節 第十六章

第二十三節 第十七章

第二十四節 第十八章

3 一の第二欄に掲げる大学をいう。

この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するため設置される大学の共同利用の研究所をいう。

5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人共同利用機関法人(以下「国立大学法人及び大学共同利用機関法人」)と、「大学法人等」というが達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。

6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であつて、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)をいう。以下同じ)第三十二条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

8 この法律において「学則」とは、国立大学法人の規則のうち、修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項を定めたものをいう。

9 この法律において「教育研究の特性への配慮」(教育研究の特性への配慮)

10 この法律において「国は、この法律の運用に当たつては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

11 この法律において「政府」は、当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができるとする。

12 この法律において「出資」は、当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

13 この法律において「出資額」は、出資の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

するものとする。

(大学共同利用機関法人の名称等)

第五条 各大学共同利用機関法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第二欄及び第三欄に掲げるところによりと/orとする。

第六条 别表第一の第一欄に掲げる大学共同利用機関法人は、

第七条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表第一の第一欄及び第三欄に掲げるところによりと/orとする。

第八条 別表第一の第一欄に掲げる国立大学法人は、

第九条 各国立大学法人の名称等

(役員及び職員の地位)
第十九条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第一款 経営協議会等

(経営協議会)

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者

四 大学に関し広くかつ高い識見を有するもの

五 のうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて学長が任命するもの

六 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。

七 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

八 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

九 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの

十 学則(国立大学法人の経営に関する部分に限る)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

十一 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

十二 経営協議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

十三 議長は、経営協議会を主宰する。

5 経営協議会に議長を置き、学長をもつて充てる。
6 議長は、経営協議会を主宰する。
(教育研究評議会)

第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

五 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

六 中期目標についての意見に関する事項(前条第四項第一号に掲げる事項を除く。)

七 中期計画及び年度計画に関する事項(前条第四項第二号に掲げる事項を除く。)

八 教員人事に関する事項

九 教育課程の編成に関する事項

十 学生の入学、卒業又は課程の修了その他の学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

十一 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

一二 その他国立大学の教育研究に関する重要な事項

一三 経営協議会に議長を置き、学長をもつて充てる。

一四 議長は、教育研究評議会を主宰する。

4 教育研究評議会に議長を置き、学長をもつて充てる。
5 経営協議会に議長を置き、学長をもつて充てる。
6 議長は、経営協議会を主宰する。
(業務の範囲等)

二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育活動を行うこと。

四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する者に投資すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

九 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評議委員会の意見を聴かなければならない。

一〇 国立大学及び次条の規定により国立大学に附属して設置される学校の授業料その他の費用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。(大学附属の学校)

一一 第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。

一二 第二節 大学共同利用機関法人

一三 第一款 役員及び職員

一四 第二款 業務等

一五 第二款 業務等

一六 第二款 業務等

一七 第二款 業務等

一八 第二款 業務等

一九 第二款 業務等

二〇 第二款 業務等

二一 第二款 業務等

二二 第二款 業務等

二三 第二款 業務等

二四 第二款 業務等

二五 第二款 業務等

二六 第二款 業務等

二七 第二款 業務等

二八 第二款 業務等

二九 第二款 業務等

二一 第二款 業務等

二二 第二款 業務等

二三 第二款 業務等

二四 第二款 業務等

二五 第二款 業務等

第二十五条 機構長は、大学共同利用機関法人を代表し、その業務を総理する。

二 機構長は、次の事項について決定をしようとするときは、機構長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 当該大学共同利用機関その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要な事項

六 その他の事項

七 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

八 その他の事項

九 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

一〇 その他の事項

一一 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

一二 その他の事項

一三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

一四 その他の事項

一五 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

一六 その他の事項

一七 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

一八 その他の事項

一九 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二〇 その他の事項

二一 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二二 その他の事項

二三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二四 その他の事項

二五 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二六 その他の事項

二七 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二八 その他の事項

二九 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二一 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

二二 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(経営協議会)		第一款 経営協議会等
第二十七条	大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 機構長 二 機構長が指名する理事及び職員 三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの 四 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。
第二十八条	大学共同利用機関法人の経営に関するもの	3 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、大学共同利用機関法人の経営に関するもの 三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 六 その他大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項 七 教育研究評議会に議長を置き、機構長をもつて充てる。 八 その他の大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項 九 議長は、経営協議会を主宰する。
(教育研究評議会)	(業務の範囲等)	5 議長は、教育研究評議会を主宰する。
第二十九条	大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	第六款 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 一 第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> （参考）

<p>(財務大臣との協議)</p> <p>第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第七条第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は同条第八項の規定により金額を定めようとするとき。</p> <p>二 第二十二条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四条第一項又は準用通則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。</p> <p>三 第三十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。</p> <p>四 第三十二条第一項又は準用通則法第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。</p> <p>五 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。</p> <p>(他の法令の準用)</p> <p>第三十七条 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)その他の政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。</p> <p>第六章 罚則</p> <p>第三十八条 第十八条(第二十六条において準用する場合を含む)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした國</p>	<p>立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。</p> <p>二 この法律又は準用通則法の規定により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出を行つたとき。</p> <p>三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表を行つたとき。</p> <p>四 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>五 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>六 第三十一条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。</p> <p>七 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。</p> <p>八 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。</p> <p>九 準用通則法第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとする報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>十 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。</p> <p>十一 準用通則法第六十五条第一項の規定によ</p>
--	---

第四十一条 第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第一条 文部科学大臣は、この法律の施行の日ににおいて、この法律の施行の際現に附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者を、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、指名された者以外の者が新たに当該大学の学長となつたときは、当該指名された者に代えて、当該学長を国立大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

2 前項に規定する国立大学法人の学長となるべき者の指名については、準用通則法第十四条第三項の規定は、適用しない。

3 文部科学大臣は、附則別表第一の上欄に掲げる大学の学長である者の任期の末日が平成十六年三月三十日であるときは、準用通則法第十四条第二項の規定にかかわらず、当該大学に設けられた選考会議(学長、副学長及び学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長(旧設置法(国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第号。以下「整備法」という。)、第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)をいう。以下同じ。)第七条の三第一項に規定する評議会の評議員その他これに準ずる者を含む。)並びに旧設置法第七条の二第一項に規定する運営諮問会議の委員のうち当該大学が定める者で構成する会議をいう。)において第十二条第七項に規定する者の中から選考された者を、当該大学の学長の申出に基づき、国立大学法人の成立の日において、同表の下欄に掲げる国立大学法人の学長として任命するものとする。

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の

4 第一項の規定により指名され、準用通則法第十四条第二項の規定により国立大学法人等の成立時に学長に任命されたものとされる学長の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の時に成立する。

第三条 別表第一に規定する国立大学法人及び別表第二に規定する大学共同利用機関法人は、準用通則法第十七条の規定にかかわらず、整備法第二条の規定の施行の時に成立する。

2 前項の規定により成立した国立大学法人等は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)

第四条 国立大学法人等の成立の際現に附則別表第一の上欄に掲げる機関の職員である者(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第号)附則第二条第一項又は独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第号)附則第二条第一項又は独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人海洋研究開発機構の職員となるものとされた者を除く。)は、別に命令を発せられない限り、国立大学法人等の成立の日において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となるものとする。

第五条 前条の規定により各国立大学法人等の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十一年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、各国立大学法人等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみならず。

第六条 附則第四条の規定により附則別表第一の

職員が同表の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となる場合には、その者に対する支給手当(昭和四十六年六月三十日以後に支給するもの)は、その者に付けるべき退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和四十六年六月三十日以後に付けるべき退職手当)に規定する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日前において児童手当又は該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 各国立大学法人等は、国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いて附則別表第一の下欄に掲げる国立大学法人等の職員となつた者のうち国立大学法人等の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立大学法人等を退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給ができるものとみなし。この対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支

給するものとする。

第七条 附則第四条の規定により国立大学法人等の職員となつた者であつて、国立大学法人等の委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年六月三十日以後に付けるべき退職手当)に規定する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日前において児童手当又は該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 各国立大学法人等は、前項の規定の適用を受けた当該国立大学法人等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和四十六年六月三十日以後に付けるべき退職手当)に規定する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立大学法人等の成立の日前において児童手当又は該国立大学法人等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立大学法人等の成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続いて国立大学法人等の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。この場合において、その認定があつたものとのみなされた児童手当又は特別給付等の支給に関する場合は、国立大学法人等の成立の日ににおいて同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとのみなす。この場合において、その認定があつたものとのみなされた児童手当又は特別給付等の支給に関する場合は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立大学法人等の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(各国立大学法人等の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第八条 国立大学法人等の成立の際現に存する國家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第四条の規定により引き続いて各国立大学法人等の成立の際に引き継がれる者であるものは、国立大学法人等の成立の際

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労

	勵委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
3	第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立大学法人等の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
	(権利義務の承継等)
第九条	国立大学法人等の成立の際現に国が有する権利及び義務(整備法第一条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計(附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。)から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。)のうち、各国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立大学法人等が承継する。
2	前項の規定により各国立大学法人等が国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立大学法人等に承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額(国立大学法人等にあつては、当該価額に附則第十二条第一項の規定により当該国立大学法人が独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)に対して負担する債務の額を加えた額)を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンタードに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。
3	前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等に対し出資されたものとする。
	(センタードの債務の負担等)
第二十二条	文部科学大臣が定める国立大学法人は、センターに対し、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第
4	定した額に相当する金額をセンタードに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。
5	第二項の財産の価額は、国立大学法人等の成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。
6	前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
第十一条	国立大学法人等の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、国立大学法人等の成立の日において各国立大学法人等に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関する必要な事項は、文部科学省令で定める。
第十二条	整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売却収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。附則第十四条第一項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額(附則第九条第一項の規定により各国立大学法人等に承継されたものに限る。)は、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができるものとみなし、同条第四項及び第五項の規定を適用する。
2	前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定め
第十三条	国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができるものとみなし、同条第四項及び第五項の規定を適用する。
2	国は、国立大学法人等の成立の際現に各旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、各国立大学法人等の用に供するため、当該国立大学法人等に無償で使用させることができるものとみなし。
第十五条	附則別表第一の上欄に掲げる大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学法人が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。
2	旧設置法第九条に規定する国立久里浜養護学校は、国立大学法人筑波大学の成立の時において、国立大学法人筑波大学が第四条第二項の規定により設置する別表第一の第二欄に掲げる国立大学となるものとする。
第十六条	国立大学法人の成立の際現に附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学に在学する学生が存する場合には、同表の中欄に掲げる国立

大学法人は、当該学生が当該国立短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、同表の下欄に掲げる短期大学（以下「新国立短期大学」という。）を設置する。

2 新国立短期大学は、前項に規定する学生が当該新国立短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

3 第一項の規定により新国立短期大学を設置する国立大学法人に対する第二十二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「国立大学」とあるのは、「国立大学（附則別表第二の下欄に掲げる新国立短期大学を含む。以下この条において同じ。）」とする。

4 附則別表第二の上欄に掲げる国立短期大学は、国立大学法人の成立の時において、それぞれ同表の下欄に掲げる新国立短期大学となるものとする。

第十七条 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十三号）附則第二項の規定により平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学並びに国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第号）附則第二項の規定により平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学に在学する者は、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、附則別表第三の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる国立大学において行うものとし、当該国立大学は、そのため必要な

教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要なことができるようするため、同表の下欄に掲げる（不動産に関する登記）

第十八条 各国立大学法人等が附則第九条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第十九条 国立大学法人等の成立の際現に係属している国立大学法人等が行う第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務に関する

訴訟事件又は非訟事件であつて各国立大学法人等が受け継ぐものについては、政令で定めることにより、当該国立大学法人等を国の利害に

関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に

関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

（最初の教育研究評議会の評議員）

第二十条 国立大学法人等の成立後の最初の第二十一条第一項及び第二十八条第一項に規定する教育研究評議会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評議員で組織するものとする。

一 国立大学法人の教育研究評議会 第二十一
条第二項第一号及び第二号に掲げる者
二 大学共同利用機関法人の教育研究評議会
第二十八条第二項第一号から第三号までに掲げる者

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際現にその名称中に国立大学法人又は大学共同利用機関法人といふ文字を用いている者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第二十二条 附則第一条及び第四条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に必要な経過措置は、政令で定める。

伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関連する事項は、当該国立大学の定めるところによる。

附則別表第一（附則第二条、附則第四条、附則第六条、附則第十五条関係）	第二十二条 附則第一条及び第四条から前条までに定めるもののほか、国立大学法人等の設立に必要な経過措置は、政令で定める。
機 関	国立大学法人等
旧設置法第三条第一項の表に掲げる北海道教育大学	国立大学法人北海道大学
旧設置法第二条第一項の表に掲げる室蘭工業大学	国立大学法人室蘭工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる小樽商科大学	国立大学法人小樽商科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる帯広畜産大学	国立大学法人帯広畜産大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる旭川医科大学	国立大学法人旭川医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる北見工業大学	国立大学法人北見工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる弘前大学	国立大学法人弘前大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岩手大学	国立大学法人岩手大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる秋田大学	国立大学法人秋田大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東北大	国立大学法人東北大
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山形大学	国立大学法人山形大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宮城教育大学	国立大学法人宮城教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福島大学	国立大学法人福島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる茨城大学	国立大学法人茨城大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる筑波大学及び旧設置法第三条第一項の表に掲げる久里浜養護学校	国立大学法人筑波大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宇都宮大学	国立大学法人宇都宮大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる群馬大学	国立大学法人群馬大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる埼玉大学	国立大学法人埼玉大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる千葉大学	国立大学法人千葉大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京医歯薬大学	国立大学法人東京医歯薬大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京外国语大学	国立大学法人東京外国语大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京学芸大学	国立大学法人東京学芸大学

旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京農工大学	国立大学法人東京農工大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京芸術大学	国立大学法人東京芸術大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京工業大学	国立大学法人東京工業大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる東京海洋大学	国立大学法人東京海洋大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる一橋大学	国立大学法人一橋大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる横浜国立大学	国立大学法人横浜国立大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる新潟大学	国立大学法人新潟大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる富山医科大学	国立大学法人長岡技術科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる上越教育大学	国立大学法人上越教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる福井大学	国立大学法人富山医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岐阜大学	国立大学法人岐阜大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山梨大学	国立大学法人山梨大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる信州大学	国立大学法人信州大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる静岡大学	国立大学法人静岡大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる浜松医科大学	国立大学法人浜松医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋工业大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀医科大学	国立大学法人滋賀医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる三重大学	国立大学法人三重大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる豊橋技術科学大学	国立大学法人豊橋技术科学大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる名古屋工業大学	国立大学法人名古屋工业大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる滋賀医科大学	国立大学法人滋賀医科大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都大学	国立大学法人京都大学

旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都教育大学	国立大学法人京都教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる京都工芸織維大学	国立大学法人京都工芸織維大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪教育大学	国立大学法人大阪教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大阪外国语大学	国立大学法人大阪外国语大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる神戸大学	国立大学法人神戸大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる和歌山大学	国立大学法人和歌山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良教育大学	国立大学法人奈良教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる奈良女子大学	国立大学法人奈良女子大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる岡山大学	国立大学法人岡山大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鳥取大学	国立大学法人鳥取大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる島根大学	国立大学法人島根大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる山口大学	国立大学法人山口大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる徳島大学	国立大学法人徳島大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる鳴門教育大学	国立大学法人鳴門教育大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる高知大学	国立大学法人高知大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる香川大学	国立大学法人香川大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる愛媛大学	国立大学法人愛媛大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる九州大学	国立大学法人九州大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる佐賀大学	国立大学法人佐賀大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる長崎大学	国立大学法人長崎大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる熊本大学	国立大学法人熊本大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる大分大学	国立大学法人大分大学
旧設置法第三条第一項の表に掲げる宮崎大学	国立大学法人宮崎大学

旧設置法第三条第一項の表に掲げる鹿児島大学	国立大学法人鹿児島大学
旧設置法第二条第一項の表に掲げる鹿屋体育大学	国立大学法人鹿屋体育大学
旧設置法第二条第一項の表に掲げる琉球大学	国立大学法人琉球大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する総合研究大学院大学	国立大学法人総合研究大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する政策研究大学院大学	国立大学法人政策研究大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する北陸先端科学技術大学院大学	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
旧設置法第三条の三第一項に規定する奈良先端科学技術大学院大学	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる筑波技術短期大学	国立大学法人筑波技術短期大学
旧設置法第三条の五第一項の表に掲げる高岡短期大学	国立大学法人高岡短期大学
旧設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関（以下「旧大学共同利用機関」という。）のうち、大学共同利用機関法人人間文化研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人人間文化研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
旧大学共同利用機関のうち、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の研究分野に関する研究を行う機関として政令で定めるもの	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
附則別表第二(附則第十六条関係)	
国立短期大学	国立大学法人
旧設置法第三条の五第二項の表に掲げる北海道大学療技術短期大学部	国立大学法人北海道大学
国立学校設置法の一部を改正する法	新国立短期大学

在学者	必要な教育を行う国立大学
東京商船大学に在学する者	東京海洋大学
東京水産大学に在学する者	筑波大学
山梨大学に在学する者	山梨大学
山梨医科大学に在学する者	山梨大学
福井大学に在学する者	福井大学
福井医科大学に在学する者	福井大学
神戸商船大学に在学する者	神戸大学
島根大学に在学する者	島根大学
島根医科大学に在学する者	島根大学
香川大学に在学する者	香川大学
高知医科大学に在学する者	高知大学
高知医科技大学に在学する者	高知大学
九州芸術工科大学に在学する者	九州大学
佐賀大学に在学する者	佐賀大学
大分医科大学に在学する者	大分大学
佐賀医科大学に在学する者	佐賀大学
宮崎医科大学に在学する者	宮崎大学
宮崎医学大学に在学する者	宮崎大学
國立大學法人の名称	國立大學の名称
國立大學法人北海道大学	北海道大学
國立大學法人北海道教育大学	北海道教育大学
國立大學法人室蘭工業大学	室蘭工業大学
主たる事務所の所在地	
北海道	北海道
三	四 七 理事の員数

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学法人小樽商科大学	小樽商科大学	北海道	北海道	二
国立大学法人帯広畜産大学	帯広畜産大学	北海道	北海道	二
国立大学法人旭川医科大学	旭川医科大学	北海道	北海道	四
国立大学法人北見工業大学	北見工業大学	北海道	北海道	二
国立大学法人弘前大学	弘前大学	青森県	青森県	五
国立大学法人岩手大学	岩手大学	岩手県	岩手県	四
国立大学法人東北大學	東北大學	秋田県	秋田県	五
国立大学法人宮城教育大學	宮城教育大學	宮城県	宮城県	三
国立大学法人秋田大學	秋田大學	秋田県	秋田県	五
国立大学法人山形大學	山形大學	山形県	山形県	四
国立大学法人福島大學	福島大學	福島県	福島県	四
国立大学法人茨城大學	茨城大學	茨城県	茨城県	四
国立大学法人筑波大學	筑波大學	茨城県	茨城県	八
国立大学法人宇都宮大學	宇都宮大學	栃木県	栃木県	四
国立大学法人千葉大學	千葉大學	千葉県	千葉県	六
国立大学法人埼玉大學	埼玉大學	埼玉県	埼玉県	七
国立大学法人群馬大學	群馬大學	群馬県	群馬県	五
国立大学法人東京大學	東京大學	東京都	東京都	五
国立大学法人東京医科大学	東京医科大学	東京都	東京都	四
国立大学法人東京外國語大學	東京外國語大學	東京都	東京都	五
国立大学法人東京學芸大學	東京學芸大學	東京都	東京都	六
国立大学法人東京農工大學	東京農工大學	東京都	東京都	七
国立大学法人東京芸術大學	東京芸術大學	東京都	東京都	四
国立大学法人東京工業大學	東京工業大學	東京都	東京都	四
国立大学法人東京海洋大學	東京海洋大學	東京都	東京都	三
国立大学法人お茶の水女子大學	お茶の水女子大學	東京都	東京都	五
国立大学法人電気通信大學	電気通信大學	東京都	東京都	四
国立大学法人横浜國立大學	横浜國立大學	東京都	東京都	四
一橋大學	一橋大學	東京都	東京都	四
神奈川県	神奈川県	東京都	東京都	四

国立大学法人新潟大学		新潟大学	新潟県	六
国立大学法人長岡技術科学大学		長岡技术科学大学	新潟県	三
国立大学法人上越教育大学	上越教育大学		新潟県	三
国立大学法人富山大学		富山大学	富山県	四
国立大学法人富山医科大学		富山医科大学	富山県	五
国立大学法人金沢大学	金沢大学		石川県	六
国立大学法人福井大学	福井大学		福井県	六
国立大学法人山梨大学	山梨大学		山梨県	六
国立大学法人信州大学	信州大学		長野県	六
国立大学法人岐阜大学	岐阜大学		岐阜県	五
国立大学法人静岡大学	静岡大学		静岡県	四
国立大学法人浜松医科大学	浜松医科大学		静岡県	四
国立大学法人名古屋工業大学	名古屋工業大学		愛知県	七
国立大学法人愛知教育大学	愛知教育大学		愛知県	四
国立大学法人名古屋工業大学	名古屋工業大学		愛知県	三
国立大学法人豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学		愛知県	三
国立大学法人二重大学	三重大学		三重県	五
国立大学法人滋賀大学	滋賀大学		滋賀県	四
国立大学法人滋賀医科大学	滋賀医科大学		滋賀県	四
国立大学法人京都工芸繊維大学	京都工芸繊維大学		滋賀県	四
国立大学法人京都教育大学	京都教育大学		京都府	三
国立大学法人京都大学	京都大学		京都府	七
国立大学法人大阪教育大学	大阪教育大学		大阪府	二
国立大学法人大阪大学	大阪大学		大阪府	四
国立大学法人京都外国语大学	京都外国语大学		京都府	四
国立大学法人奈良教育大学	奈良教育大学		奈良県	三
国立大学法人奈良女子大学	奈良女子大学		奈良県	二
奈良県	奈良県	兵庫県	兵庫県	八
四	二	八	三	四

国立大学法人和歌山大学		和歌山大学	和歌山县	四
国立大学法人鳥取大学		鳥取大学	鳥取県	五
国立大学法人島根大学		島根大学	島根県	六
国立大学法人岡山大学		岡山大学	岡山県	七
国立大学法人広島大学		広島大学	広島県	七
国立大学法人山口大学		山口大学	山口県	五
国立大学法人鳴門教育大学		鳴門教育大学	徳島県	三
国立大学法人香川大学		香川大学	香川県	六
国立大学法人高知大学		高知大学	高知県	六
国立大学法人愛媛大学		愛媛大学	愛媛県	五
国立大学法人高知大学		高知大学	高知県	六
国立大学法人福岡教育大学		福岡教育大学	福岡県	三
国立大学法人佐賀大学		佐賀大学	佐賀県	四
国立大学法人九州大学		九州大学	福岡県	八
国立大学法人九州工业大学		九州工业大学	福岡県	八
国立大学法人長崎大学		長崎大学	長崎県	六
国立大学法人熊本大学		熊本大学	熊本県	六
国立大学法人大分大学		大分大学	大分県	六
国立大学法人宮崎大学		宮崎大学	宮崎県	六
国立大学法人鹿児島大学		鹿児島大学	鹿児島県	六
国立大学法人琉球大学		琉球大学	沖縄県	五
国立大学法人総合研究大学院大学		総合研究大学院大学	鹿児島県	二
国立大学法人政策研究大学院大学		政策研究大学院大学	鹿児島県	二
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学		北陸先端科学技術大学院大学	石川県	二
国立大学法人筑波技術短期大学	学	奈良先端科学技術大学院大	奈良県	二
筑波技術短期大学	学	奈良先端科学技術大学院大	奈良県	四
茨城県	奈良県	石川県	神奈川県	四
二	四	四	二	五

国立大学法人高岡短期大学

高岡短期大学

富山県

二

備考

一 総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第六十八条に規定する大学とする。

二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人メディア教育開発センターとの緊密な連係及び協力の下に教育研究を行つるものとする。

三 筑波技術短期大学及び高岡短期大学は、学校教育法第六十九条の二第二項に規定する短期大学とする。

四 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

別表第二(第二条、第五条、二十四条、附則第三条関係)

大学共同利用機関法人の名称	研究分野	主たる事務所の所在地	理事の員数
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	人間の文化活動並びに人間と社会及び自然との関係に関する研究	東京都	四
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	天文学、物質科学、エネルギー科学、生核並びに物質の構造及び機能に関する研究並びに高エネルギー加速器の性能の向上を図るために研究	茨城県	五
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	情報に関する科学の総合研究並びに当該研究を活用した自然及び社会における諸現象等の体系的な解明に関する研究	東京都	四

の定めるところにより設立される通則法第一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、別表の上欄に掲げる高等専門学校(以下「国立高等専門学校」という。)を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。
(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第六項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5 機構は、第二項又は第三項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本を増加するものとする。

6 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 機構は、通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める部分として文部科学大臣が定める金額について、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 文部科学大臣は、第四項の規定により基準を定めようとするとき、又は前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第二章 役員及び職員
(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事六人以内を置くことができる。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

4 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

5 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

6 第九条 通則法第二十二条の規定にかかるわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

7 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独

目次

独立行政法人国立高等専門学校機構法案

附則
(目的)
第一章 総則

第二章 学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第三章 業務等(第十二条・第十三条)

第四章 雜則(第十四条・第十六条)

第五章 罰則(第十七条・第十八条)

第一条 この法律は、独立行政法人国立高等専門学校機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)

立行政法人国立高等専門学校機構法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

(役員及び職員の地位)

す。 いへは、法令により公務に従事する職員とみな

第三章 業務等

め、次の業務を行う。

二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導

三 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の

四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する講義

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する事項は、文部科学省令で定める。

(積立金の処分)
第十三條 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下二の項これら

いて「中期目標の期間」という。の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項

の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十五条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(他の法令の準用)

第五章 罰則

第十六条 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

第十七条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項に規定する業務以外の業務

二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人去等の施行に伴う関係法津

の整備等に関する法律(平成十五年法律第号。以下「整備法」という。)第二条の規定の適用の旨二点二。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかるわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるとこ

い。
（職員の引継ぎ等）

第三条 構想の成り立つの際現に整備法第二条の規定による廢止前の国立学校設置法(昭和二十四年去律第百五十号)。附則別表二〇にて「日設置

法」という。(第七条の十三に規定する高等専門学校(以下「旧国立高等専門学校」という。)の

り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第一項の規定の適用につい

では、機構の職員を同項に規定する特別職、国家公務員等と、前条の規定により国家公務員として区分する二種の職員を総称して「公務員」といふ。

同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第五条 附則第三条の規定により旧国立高等専門学校の職員が機構の職員となる場合には、その者に対するは、国家公務員退職手当法昭和二十八年法律第八百八十二号に基づく退職手当は、

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第一項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に旧国立高等専門学校の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に旧国立高等専門学校の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで旧国立高等専門学校の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四

項又は第八条第四項において準用する場合を含む。

以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日ににおいて同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第一項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

しない。

(権利義務の承継等)

第八条 機構の成立の際、第十二条第一項に規定する業務に關し、現に國が有する権利及び義務(整備法第一条の規定による廃止前の国立学校

特別会計法昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」といふ。)附則第二十一項の規定により旧特別会計

に基づく国立学校特別会計(附則第十一条第一項において「旧特別会計」という。)から産業投

資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。)のうち、政令で定めるものは、政令で定めるところによ

り、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が國の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る

財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出

資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地について

は、機構が當該土地の全部又は一部を譲渡したときは、當該譲渡により生じた収入の範囲内で

文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターハに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した

価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条 機構の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧国立高等専門学校の長に交付され、その経理を委任された

金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第十条 整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額(附則第八条第一項の規定により機構に承継されたものに限る。)は、通則法附則第四条第一項の規定により國から機構に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

第十二条第一項第一号の規定により機構が設置する同表の下欄に掲げる旧国立高等専門学校となるものとする。

(不動産に関する登記)

第十三条 機構が附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続について

は、政令で特例を設けることができる。

(國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第十四条 機構の成立の際現に係属している機構が行う第十二条第一項に規定する業務に関する

不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続について

は、政令で特例を設けることができる。

(國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

第十五条 附則第三条から前条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表(附則第十二条関係)

ろにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(旧国立高等専門学校に関する経過措置)

第十二条 附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校は、機構の成立の時に於て、それぞれ

の規定期定に適合する旨の労働委員会の證明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の證明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

4 第一項の規定により労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用

旧設置法第七条の十三の表に掲げる函館工業高等専門学校	函館工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる苦小牧工業高等専門学校	苦小牧工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる釧路工業高等専門学校	釧路工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる旭川工業高等専門学校	旭川工業高等専門学校

旧設置法第七条の十三の表に掲げる宮城工業高等専門学校	宮城工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる徳山工業高等専門学校	徳山工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる仙台電波工業高等専門学校	仙台電波工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる宇部工業高等専門学校	宇部工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる秋田工業高等専門学校	秋田工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる大島造船高等専門学校	大島造船高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる鶴岡工業高等専門学校	鶴岡工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる阿南工業高等専門学校	阿南工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる福島工業高等専門学校	福島工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる高松工業高等専門学校	高松工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる茨城工業高等専門学校	茨城工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる詫間電波工業高等専門学校	詫間電波工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる小山工業高等専門学校	小山工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる新居浜工業高等専門学校	新居浜工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる群馬工業高等専門学校	群馬工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる弓削商船高等専門学校	弓削商船高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる木更津工業高等専門学校	木更津工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる高知工業高等専門学校	高知工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる東京工業高等専門学校	東京工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる久留米工業高等専門学校	久留米工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる長岡工業高等専門学校	長岡工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる有明工業高等専門学校	有明工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる富山工業高等専門学校	富山工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる北九州工業高等専門学校	北九州工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる富山商船高等専門学校	富山商船高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる佐世保工業高等専門学校	佐世保工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる岐阜工業高等専門学校	岐阜工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる熊本電波工業高等専門学校	熊本電波工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる福井工業高等専門学校	福井工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる八代工業高等専門学校	八代工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる長野工業高等専門学校	長野工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる大分工業高等専門学校	大分工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる岐阜工業高等専門学校	岐阜工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる都城工業高等専門学校	都城工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる沼津工業高等専門学校	沼津工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる鹿児島工業高等専門学校	鹿児島工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる豊田工業高等専門学校	豊田工業高等専門学校	旧設置法第七条の十三の表に掲げる沖縄工業高等専門学校	沖縄工業高等専門学校
旧設置法第七条の十三の表に掲げる鳥羽商船高等専門学校	鳥羽商船高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる鈴鹿工業高等専門学校	鈴鹿工業高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる明石工業高等専門学校	明石工業高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる奈良工業高等専門学校	奈良工業高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる和歌山工業高等専門学校	和歌山工業高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる津山工業高等専門学校	津山工業高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる広島商船高等専門学校	広島商船高等専門学校		
旧設置法第七条の十三の表に掲げる呉工業高等専門学校	呉工業高等専門学校		

別表(第三条、第十二条関係)

國立高等専門学校の名称	位 置
函館工業高等専門学校	北海道
苫小牧工業高等専門学校	
釧路工業高等専門学校	
旭川工業高等専門学校	
八戸工業高等専門学校	
一関工業高等専門学校	
宮城工業高等専門学校	
仙台電波工業高等専門学校	
秋田工業高等専門学校	
宮城県	
岩手県	
青森県	

鶴岡工業高等専門学校	山形県
福島工業高等専門学校	福島県
茨城工業高等専門学校	茨城県
小山工業高等専門学校	栃木県
群馬工業高等専門学校	群馬県
木更津工業高等専門学校	千葉県
東京工業高等専門学校	東京都
長岡工業高等専門学校	新潟県
富山工業高等専門学校	富山県
富山商船高等専門学校	新潟県
石川工業高等専門学校	石川県
福井工業高等専門学校	福井県
長野工業高等専門学校	長野県
岐阜工業高等専門学校	岐阜県
沼津工業高等専門学校	静岡県
豊田工業高等専門学校	愛知県
鳥羽商船高等専門学校	三重県
鈴鹿工業高等専門学校	奈良県
舞鶴工業高等専門学校	京都府
明石工業高等専門学校	兵庫県
奈良工業高等専門学校	奈良県
和歌山工業高等専門学校	和歌山县
米子工業高等専門学校	鳥取県
松江工業高等専門学校	島根県
津山工業高等専門学校	岡山县
広島商船高等専門学校	広島県
呉工業高等専門学校	山口県
徳山工業高等専門学校	徳島県
宇部工業高等専門学校	香川県
大島商船高等専門学校	愛媛県

目的		独立行政法人大学評価・学位授与機構法案	
第一条	総則(第一条～第六条)	第二条	独立行政法人大学評価・学位授与機構法
第二章	役員及び職員(第七条～第十三条)	第三章	評議員会(第十四条～第十五条)
第四章	業務等(第十六条～第十七条)	第五章	罰則(第十八条～第十九条)
第六章	附則(第二十条～第二十二条)	第一章	総則
（名称）		第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人大学評価・学位授与機構とする。	
（機構の目的）		第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二百六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第二百三号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図ることも、学校教育法第六十八条の二第三項の規定	

第一条 この法律は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 独立行政法人大学評価・学位授与機構法

第三章 評議員会

第四章 業務等

第五章 雑則

第六章 罰則

第七章 附則

たゞや。

二 第十七条第一項の規定により文部科学大臣

（第一百八十一号）に基づく退職手当は、支給しない。

項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条(おもて同様)の規定による認

しない。

（権利義務の承継等）

(4)

第二十二条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(施丁朝旦) 附則

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(機構の成立

卷之三

第一条 構構は 通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第号。以下「整備法」という。)第二条の規定の施行の時に成立する。

機構は、

通則法第十六条の規定にかかるわら
成立後罷職なら、改令で定める二二

(職員の引継ぎ等) 様々の成り立つ場合なく、政令で定めるとこ
ろにより、その設立の登記をしなければならない。
い。

第三条 機構の成立

第三条 機構の成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の四第一項に規定する大学評価・学位授与機構(以下「旧機構」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

4
でない。
機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十
六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで旧機構の職員として在職したも

て、その構成員の過半数が附則第三条の規定により機構に引き継がれる者は、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとす。

前項の規定により法人である労働組合となつて、後者は、後者（文部省令第百二十一号）による

部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関する必要な事項は、文部科学省令で定める。
(国有財産の無償使用)

第六条 附則第三条の規定により幾種の職員とのしかばなは国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

退職したこととみなす。

なつた者であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項、同法附則第六条第二項、第七条第四

たものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用

(不動産の使用制限に関する登記) 第十一條 機構が附則第八条第一項の規定により、不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(不動産に関する登記) 第十一條 機構が附則第八条第一項の規定により、不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(不動産に関する登記) 第十一條 機構が附則第八条第一項の規定により、不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

一〇〇

(権利義務の承継等)

第十二条 この法律の施行の際現に大学評価・学位授与機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

う。以下同じ。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「国立大学法人等」という。)の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もつて国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校(以下「国立大学等」という。)における教育研究の振興に資することを目的とする。

(事務所)

独立行政法人国立大学財務・経営センター法
案

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 役員及び職員(第六条―第十二条)

第三章 業務等(第十三条―第十九条)

第四章 雑則(第二十条―第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人国立大学財務・経営センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条(名称)第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立大学財務・経営センターとする。

(センターの目的)
第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

第三条 独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「センター」という。)は、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいふ。以下同じ。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいふ。以下同じ。)、その職務を行なう監事は、その間、監事の職務

を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、三年とする。

費貸付事業」という。)を行うこと。
三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めることにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(以下「施設費交付事業」という。)を行うこと。

四 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。

五 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。

六 国立大学法人等における財務及び経営の改善に關し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

八 第十四条 センターは、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「施設整備勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理の特例等)

九 第十五条 施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立て、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間において「中期目標の期間」という。の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立てがあるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第二十九条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条第一号及び第四号から第六号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てることがで

く。
第五条 センターの資本金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。
3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)
第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人を置くことができる。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十三条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行なう監事は、その間、監事の職務

員がセンターの職員となる場合には、その者に對しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするとときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)として引き続いた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いてセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 センターは、センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いてセンターの職員となつた者のうちセンターの成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであつて、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定によりセンターの職員

となつた者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、セ

ンターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 センターの成立の際現に存する国家公務員法第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第三条の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、センターの成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

4 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、施設費交付事業並びに附則第十一条第一項に掲げる業務と、第二十四条第一号中「第十三条」にあるのは「第十三条及び附則第十二条第一項」とする。

(不動産に関する登記)

第十二条 センターが附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(政令への委任)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもの

3 第一条の規定により労働組合となつたものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条たゞし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第八条 センターの成立の際、第十三条及び附則第十二条第一項に規定する業務に関し、現に国有財産から児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する

児童手当又は特例給付等の支給に関しては、セ

ンターが承継する。

一 旧設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産に係るもの

二 整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)。次条において「旧特別会計法」という。に基づく国立学校特別会計の財政融資金からの負債に係るもの

2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

2 センターが第一項に規定する業務を行う場合をもつて充ててはならない。

3 承継債務償還については、第十六条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

4 センターが第一項に規定する業務を行った場合は、第十四条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十一条第一項に掲げる業務」と、第二十四条第一号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十二条第一項」とする。

第十二条 センターが附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(政令への委任)

第十一条 国は、センターの成立の際現に旧センターの職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。

(センターの業務に関する特例等)

第十二条 センターは、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行ふものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金錢を徵収し、附則第八条第一項第二号の規定により

承継される債務の償還及び当該債務に係る利子の支払(以下この条において「承継債務償還」という。)を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために附則第八条第一項第一号の規定により

承継される財産の管理及び処分を行うこと。

三 承継債務償還については、第十六条第二項に規定する積立金に相当する金額を、同項の規定にかかるらず、承継債務償還に充てることができ

る。

2 センターは、当分の間、第十五条第五項に規定する積立金に相当する金額を、同項の規定にかかるらず、承継債務償還に充てことができる。

3 承継債務償還については、第十六条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもつて充ててはならない。

4 センターが第一項に規定する業務を行った場合は、第十四条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施

設費交付事業並びに附則第十一条第一項に掲げる業務」と、第二十四条第一号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十二条第一項」とする。

第十二条 センターが附則第八条第一項の規定により不動産に関する登記

は、センターが附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

のほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人メディア教育開発センター法案
独立行政法人メディア教育開発センター法

目次

- 第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 役員及び職員(第六条～第十二条)
第三章 業務等(第十三条～第十五条)
第四章 雜則(第十六条～第十七条)
第五章 罰則(第十八条～第十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人メディア教育開発センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人メディア教育開発センターとする。

(センターの目的)

第三条 独立行政法人メディア教育開発センター(以下「センター」という。)は、大学等(学校教育法、昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。における多様なメディア(放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)による記録媒体をいふ。以下同じ。)を高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資することを目的とする。

(事務所)

第四条 センターは、主たる事務所を千葉県に置く。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、附則第八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 センターに、役員として、理事一人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事会長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行なう監事は、その間、監事の職務を行なつてはならない。

2 (役員の任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(理事長の任命)

第九条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするとき

の任期は二年とする。

(監事の任命)

第十一条 文部科学省令は、通則法第二十一条に規定する業務を円滑に遂行するため、放送大学

学園(平成十四年法律第二百五十六号)第三条に規定する放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との連携協力に努めなければならない。

(積立金の処分)

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 センターの非常勤の理事及び監事の解任に関しては、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人メディア教育開発センター法第十条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十一條 センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 (業務の範囲)

第十三条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 大学等における多様なメディアを高度に利用して行なう教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと。

2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

4 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との連携協力)

第十四条 センターは、前条第一号及び第二号に規定する業務を円滑に遂行するため、放送大学

学園(平成十四年法律第二百五十六号)第三条に規定する放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との緊密な連携協力を努めなければならない。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十五条 センターは、通則法第二十九条第二項

第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評議委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(主務大臣等)

第十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第五章 罰則

第十七条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第十八条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その違反行為をしたセンターの役員は、二

十萬円以下の過料に処する。

一 第十三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附
則

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(センターの成立)

第二条 センターは、通則法第十七条の規定にかかるわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第号。以下「整備法」という。)第二条の規定の施行の時に成立する。

2 センターは、通則法第十六条の規定にかからず、センターの成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(職員の引継ぎ等)
第三条 センターの成立の際現に整備法第二条の

規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十一年法律第二百五十号)第九条の「第一項に規定する大学共同利用機関のうち政令で定めるもの(以下「旧機関」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとす

第四条 前条の規定によりセンターの職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 ては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)として引き続いた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

4 センターの成立の日の前日に旧機関の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いてセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続いた国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

5 センターは、センターの成立の日の前日に旧機関の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いてセンターの職員となった者のうちセンターの成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであつて、その退職した日まで旧機関の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第三条の規定によりセンターの職員となつた者であつて、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた

者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第一項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第八条 センターの成立の際、第十三条に規定する業務に關し、現に國が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継する。

2 前項の規定によりセンターが國の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府からセンターに対し出资されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第九条 センターの成立の際、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機関の長に交付された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、センターの成立の日においてセンターに奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(国有財産の無償使用)

第十条 国は、センターの成立の際に旧機関の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。

(不動産に関する登記)

第十一條 センターが附則第八条第一項の規定により不動産に關する権利を承継した場合において書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

て、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(政令への委任)

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(趣旨) 第一条 この法律は、国立大学法人法(平成十五年法律第一号)、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第一号)、独立行政法人大学評議会・学位授与機構法(平成十五年法律第一号)、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一号)及び独立行政法人メディア教育開発センター法(平成十五年法律第一号)の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。(国立学校設置法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国立学校設置法(昭和二十四年法律第一百五十号)

二 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第十号)

(学校教育法の一部改正)

第三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国」の下に「(国立大学法人法(平成十五年法律第一号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。)」を加える。

第六十八条の二第三項中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第三章の五に規定する大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人評価・学位授与機構」を「独立行政法人評価・学位授与機構」を「独立行政

法人大学評価・学位授与機構」に改める。

第八十七条の二中「国立学校設置法並びに」

を削る。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国立及び私立の学校」を「学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第五条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「大学附置の国立学校」の下に「(学校教育法第二条第二項に規定する国立

行政法人大学評議会・学位授与機構法(平成十五年法律第一号)、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第一号)及び独立行政法人メディア教育開発セン

ターサー法(平成十五年法律第一号)の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国立学校設置法(昭和二十四年法律第一百五十五号)

二 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第十号)

(学校教育法の一部改正)

第三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条 総則(第一条・第二条)

第二章 住免、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長(第十一条)

三条第一項(第十条)

第一節 大学以外の公立学校の校長及び教員(第十一条・第十四条)

第二章 服務(第十七条・第二十条)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十一条)

第五条 第十六条)

第五条 第四条とする。

第六条第二項中「第五条第二項」を「前条第

二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第八条の二の前の見出し及び同条を削る。

第九条第一項中「第五条第二項」を「第四条

(第三十一条―第三十六条)

附則 第二条第一項中「とは」の下に「、地方公務員のうち」を加え、「学校で」、「学校であつて」に改め、「国立学校及び」を削り、同条第二項中「国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第八十二条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削り、「第二十条の二第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「大学」の下に「(公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。)」を加え、同条第四項中「国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその」を「大学に置かれる会議であつて当該」に、「会議」を「もの」に改める。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「任免」の下に「、給与」を加え、「研修」を「研修等」に改める。

第二条第一項中「校长の」を「公立学校の校長」に、「その大学」を「当該大学」に改め、「大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部科学大臣」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節中同条を第十一条とする。

第三条第一項中「校長の」を「公立学校の校長」に、「第一項を削り、同条第二項中「小学校等の教諭等」を「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四条第五項中「(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学について人事委員会。第十二条第一項において同じ。)」を削り、第二章第一節中同条を第三条とする。

第五条を第四条とする。

第六条第二項中「第五条第二項」を「前条第

二項」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第八条の二の前の見出し及び同条を削る。

第九条第一項中「第五条第二項」を「第四条

第二項」に改め、同条を第五条とする。

第六条第二項中「第五条第二項」を「前条第

二項」に改め、同条を第五条とする。

科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ」と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人的委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という)に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、当該休職に係る期間について、國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十一号)第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。

この場合において、第三条第二項中「評議会」(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ)の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六条及び第二十条第二項中「評議会」(評議会の議に基づき学長)とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは、「文部科学省令で定めるものは、「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは、「文部科学省令で定めるところにより任命権者」ところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

(独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用)

第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立

行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者(次項において「独立行政法人研究教育職員」という)について、第三条第一項及び第五項、第六条、第二十一条並びに第二十二条の規定(これらは規定のうち、大学の教員に関する部分に限る。)並びに第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定を準用する。この場合において、第三条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」とあり、第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一条第一項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人研究教育職員(補助的な業務に従事する者として当該独立行政法人研究教育職員の勤務する特定独立行政法人の長が定めるものを除く。)については、前項に規定するもののほか、第三十四条の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条並びに第二十二条の規定を準用する。

この場合において、第三条第二項中「評議会」(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ)の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第六条及び第二十条第二項中「評議会」(評議会の議に基づき学長)とあり、並びに同条第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは、「文部科学省令で定めるものは、「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは、「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

(独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の準用)

第三十六条 文部科学大臣が所管する特定独立

行政法人で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者(次項において「独立行政法人研究教育職員」という)について、第三条第一項及び第五項、第六条、第二十一条並びに第二十二条の規定(これらは規定のうち、大学の教員に関する部分に限る。)並びに第三十一条第一項及び第二項並びに第三十三条の規定を準用する。この場合において、第三条第五項中「評議会の議に基づき学長」とあり、「教授会の議に基づき学長」とあり、第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、及び第三十一条第一項中「文部科学省令で定めるところにより任命権者」とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と読み替えるものとする。

(教育職員免許法の一部改正)

第八条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表備考中「国立又は公立の学校」を「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校」に改め、「所轄庁」の下に「学校教育法第一条第二項に規定する」を加える。

第九条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「国立又は公立の学校」を「国立学校(学校教育法第一条第二項に規定する国立学校をいう。以下この章及び第五十二条において同じ。)又は公立学校」に改める。

第四十四条第二項中「文部科学大臣」を「設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第二百七十九号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長」に改める。

第四十八条第一項中「学校の管理機関は、」を「文部科学大臣は国立学校に対し、公立学校の管理機関は」に改める。

第七十二条の四第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 国立大学法人等

第七十三条の三第一項、第一百四十六条第一項及び第一百七十九条中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

第七百九十六条第一項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第七百九十九条第一項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第三百四十八条第六項中「除く。」の下に「及び国立大学法人等が所有する固定資産(当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)」を加える。

第四百四十三条第一項、第五百八十六条第一項、第六百九十九条の四第一項、第七百一十二条第一項及び第七百四条中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第四百四十三条第一項、第五百八十六条第一項及び第七百四条中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改め、「國又は」を削る。

第二十二条第一項中「國又は」を削る。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「訴え」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改め、「國又は」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二号中「國又は公立の学校」を「国立学校又は私立学校」に改める。

附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考

又は公立学校」に改める。

(独立行政法人研究教育職員に対するこの法律の一部改正)

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立学校特別会計」を削る。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「といふ。」の下に「、国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)」を加える。

第二百九十六条第一項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第七百九十九条第一項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第七百九十九条第一項第一号中「非課税独立行政法人」の下に「国立大学法人等」を加える。

第三百四十八条第六項中「除く。」の下に「及び国立大学法人等が所有する固定資産(当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)」を加える。

第四百四十三条第一項、第五百八十六条第一項、第六百九十九条の四第一項、第七百一十二条第一項及び第七百四条中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第四百四十三条第一項、第五百八十六条第一項及び第七百四条中「及び非課税独立行政法人」を「非課税独立行政法人及び国立大学法人等」に改め、「國又は」を削る。

第二十二条第一項中「國又は」を削る。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「訴え」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改め、「國又は」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第四条第二項中「、定時制通信教育手当、産業教育手当」を削る。

(登録免許税法の一部改正)
第三十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二 国民生活金融公庫の項の次に次のように加える。

国立大学法人

国立大学法人法(平成十五年法律第 号)

別表第二 首都高速道路公団の項の次に次のように加える。

大学共同利用機関法人

国立大学法人法

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第三十三条 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

第一条中「国立及び」を削る。
第一条第一項中「規定する」の下に「公立の」を加え、同条第二項中「とは、」の下に「義務教育諸学校等の」を加え、「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は」を削る。

第三条を次のように改める。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員(校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)第二百四条第二項に規定する調整手当、特地勤務手当(これに準する手当を含む。)、期末手当、勤勉手当、定期制通信教育手当、産業教育手当又は退職手当について給料をその算定の基礎とする場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とすること。

一 休職の期間中に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。
二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律(昭和六十二年法律第七十八号)第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第一条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

第四条から第八条までを削る。

第九条第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第四条とする。

第十条(見出しを含む。)中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、同条を第五条とする。

第十一條の見出し中「公立の義務教育諸学校等の」を削る。

等の」を削り、同条中「公立の義務教育諸学校等の」を削り、「者を除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「勤務時間法」を「(一般職の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号))」に、「以下この条」を「第三項」に、「国立の義務教育諸学校等の教育職員について定められた例を基準として」を「政令で定める基準に従い」に改め、同条後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。
3 第一項の規定は、次に掲げる日において教育職員を正規の勤務時間中に勤務させる場合について準用する。一 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十四条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日に相当する日
二 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)第十七条の規定に相当する条例の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日(前号に掲げる日を除く。)

四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第一条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。

第五条を第六条とする。

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の一部改正)

第三十四条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第四条及び附則第三項を削る。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

第三十五条 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正す

る。
第三十六条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三十七条 第一条第三項第一号中「(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号))の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。」を削る。

(消費税法の一部改正)

第三十七条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法 第一条並びに第二条の見出し及び同条第一項中「国立又は」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項を次のように改める。

独立行政法人大学入試センターにおいて

は、外国人を、大学の教員に相当する職員又

は、独立行政法人大学入試センターの運営に關する重要な事項について独立行政法人大学入試

センターの理事長に助言し、若しくはその諮問に応する職員に任用することができる。

第四条第二項中「において準用する前条第一項」を削り、「第二条第三項中」を「同条第三項中」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「同条第一項」とする。

第六条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第七条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第八条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第九条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十一條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十二條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十三條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十四條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十五條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十六條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十七條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十八條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第十九條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十一条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十二条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十三条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十四条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十五条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十六条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十七条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十八条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第二十九條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十一条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十二条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十三条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十四条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十五条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十六条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十七条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十八条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第三十九條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十一条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十二条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十三条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十四条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十五条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十六条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十七条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十八条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第四十九條中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第五十条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第五十一条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第五十二条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

第五十三条中「第二条第一項及び第三条第一項」を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「国立の大学、第三条第一項に規定する機関及び」を削り、同条を第四条とする。

<p>〔国民年金基金〕</p> <p>〔国民年金基金連合会〕</p> <p>〔国立大学法人〕</p> <p>〔大学共同利用機関法人〕</p>	<p>〔国民年金法〕</p> <p>〔国立大学法人法(平成十五年法律第号)〕</p> <p>〔国立大学法人法〕</p> <p>〔国立大学法人法(平成十五年法律第号)〕</p>
<p>別表第三第一号の表損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。</p>	

に改める。

<p>(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十八条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第一号中「(国立学校設置法昭和二十九年法律第一百五十号)第二条第一項に規定する国立学校を除く。」を削る。</p> <p>(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)</p> <p>第三十九条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三号中「国立学校設置法(昭和二十四年法律第一百五十号)第三章の三、第三章の五及び第三章の六に規定する機関」を「国立大学法人法(平成十五年法律第二百四十九号)」と改める。</p> <p>第四十条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(独立行政法人船舶訓練所法の一部改正)</p> <p>第四十一条 第二条第三号中「及び国立学校」を「及び国立学校」に改める。</p> <p>第四十二条 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条 前条(第三項を除く。)の規定は、大学共同利用機関法人等の職員への準用</p> <p>第六条 前条(第三項を除く。)の規定は、大学共同利用機関法人等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者について準用する。</p> <p>第七条中「国立又は」を削る。</p> <p>(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一 部改正)</p> <p>第十六条 第二条第一項第一号中「国立学校設置法第百五十九号」の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条の見出し中「一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。</p> <p>第三十三条中「第十七条各項」を「第十七条」に改める。</p> <p>(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)</p> <p>第四十四条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第一項を削り、同条第二項中「、国」の施策に準じて」を削り、同項を同条とする。</p> <p>第十四条の見出し中「大学等の」を「試験研究機関等の」に改め、同条第一項中「国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三から第三章の六までに規定する機関をいう。)及び」「その他の団体」の下に「(次項において「研究成果利用会社等」という。)」を加え、同条第二項中「国」の施策に準じて」を「産業技術力の強化を図るために、」「における」を「の研究者が研究成</p>	<p>四年法律第一百五十号)第九条の二第一項」を「国立大学法人法(平成十五年法律第号)」に改める。</p> <p>〔国家公務員倫理法の一部改正〕</p> <p>第四十一条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条中「、第四十条第三項及び第五項」を削る。</p> <p>第十四条第一項中「及び国立大学の教員」を削る。</p> <p>第十四条を次のように改める。</p> <p>第四十条を次のように改める。</p> <p>第四十二条 削除</p> <p>〔独立行政法人船舶訓練所法の一部改正〕</p> <p>第四十三条 独立行政法人船舶訓練所法(平成十一年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条中「国立大学」の下に「(国立大学法(平成十五年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する国立大学をいう。第十条第一号において同じ。)」を、「国立高等専門学校」の下に「(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第二百四十九号)第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第十条第一号において同じ。)」を、「国立高等専門学校」の下に「(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第二百四十九号)第三条に規定する国立高等専門学校をいう。第十条第一号において同じ。)」を加える。</p> <p>(産業技術力強化法の一部改正)</p> <p>第四十四条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第一項を削り、同条第二項中「、国」の施策に準じて」を削り、同項を同条とする。</p> <p>第十四条の見出し中「大学等の」を「試験研究機関等の」に改め、同条第一項中「国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三から第三章の六までに規定する機関をいう。)及び」「その他の団体」の下に「(次項において「研究成果利用会社等」という。)」を加え、同条第二項中「国」の施策に準じて」を「産業技術力の強化を図るために、」「における」を「の研究者が研究成</p>
--	---

果利用会社等の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該」に改める。

。

第十五条の見出しを「(特定試験研究機関に係る技術移転事業を実施する者の国有施設の無償使用」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「大学等技術移転促進法第十三条第一項」を「大学等における技術に関する研究成

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

と。

第四条中第九十五号を第九十七号とし、第二十六号から第九十四号までを「号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の二号を加える。」

二十六 国立高等専門学校(独立行政法人国

立高等専門学校機構法(平成十五年法律第
二号)第三条に規定する国立高等専門学校をい
う。)における教育に関するこ

二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
及び独立行政法人メディア教育開発セン
ターにおける学術研究及び教育に関するこ

第三十二条を第三十三条とする。

第四章第三節中第三十二条を第三十二条とす
る。

第三十二条を第三十三条とする。

第三章中第三十二条を第三十二条とす
る。

第四章第二節中第三十条を第三十一条とし、
第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二
十九条とする。

第四章中「第三十四条、第三十六条、第一
三十七条、第七十九号から第八十七条まで、第
八十八号」を「第三十六号、第三十八条、第三
十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九
十号」に、「第八十九号及び第九十一号から第
九十五号まで」を「第九十一号及び第九十三号
から第九十七号まで」に改め、第四章第一節第
二款中同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第四章第一節第一款中第一十五条を第二十六
条とする。

第二十四条第二項中「第四条第六十六号、第
六十九号から第七十三号まで及び第九十五号」
を「第四条第六十八号、第七十一号から第七十
五号まで及び第九十七号」に改め、第三章第五
節中同条を第二十五条とする。

第三章第四節中第一十三条を第二十四条と
し、第二十条から第二十二条までを「一条ずつ繰
り下げる。」

第三章中第三節を削り、第四節を第三節と
する。

し、第五節を第四節とする。

第三章第二節第六款中第十八条の二を第二十
三条とする。

第三章第二節第五款中第十八条を第十九条と
する。

第十七条の二中「平成十五年法律第
二号」を削り、第三章第二節第四款中同条を第
十八条とする。

附則第三項中「第二十九条」を「第三十条」
に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

一 第四十八条の規定 平成十六年四月一日又
は独立行政法人等の保有する個人情報の保護
に関する法律の施行の日のいずれか遅い日
十九条とする。

二 第五十五条の規定 平成十五年十月一日
(国立学校特別会計法の廃止に伴う経過措置)

三十七号、第七十九号から第八十七条まで、第
八十八号」を「第三十六号、第三十八条、第三
十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九
十号」に、「第八十九号及び第九十一号から第
九十五号まで」を「第九十一号及び第九十三号
から第九十七号まで」に改め、第四章第一節第
二款中同条を第二十八条とする。

第二十六条を第二十七条とする。

第四章第一節第一款中第一十五条を第二十六
条とする。

第二十四条第二項中「第四条第六十六号、第
六十九号から第七十三号まで及び第九十五号」
を「第四条第六十八号、第七十一号から第七十
五号まで及び第九十七号」に改め、第三章第五
節中同条を第二十五条とする。

第三章第四節中第一十三条を第二十四条と
し、第二十条から第二十二条までを「一条ずつ繰
り下げる。」

第三章中第三節を削り、第四節を第三節と
する。

第二十四条第二項中「第四条第六十六号、第
六十九号から第七十三号まで及び第九十五号」
を「第四条第六十八号、第七十一号から第七十
五号まで及び第九十七号」に改め、第三章第五
節中同条を第二十五条とする。

第三章第四節中第一十三条を第二十四条と
し、第二十条から第二十二条までを「一条ずつ繰
り下げる。」

第三章中第三節を削り、第四節を第三節と
する。

第二十四条第二項中「第四条第六十六号、第
六十九号から第七十三号まで及び第九十五号」
を「第四条第六十八号、第七十一号から第七十
五号まで及び第九十七号」に改め、第三章第五
節中同条を第二十五条とする。

第三章第四節中第一十三条を第二十四条と
し、第二十条から第二十二条までを「一条ずつ繰
り下げる。」

第三章中第三節を削り、第四節を第三節と
する。

が承継するもの、独立行政法人大学評価・学位
授与機構法附則第八条第一項の規定により独立
行政法人大学評価・学位授与機構が承継するも
の、独立行政法人国立大学財務・経営センター
法附則第八条第一項の規定により独立行政法人
国立大学財務・経営センターが承継するもの、
独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律
第
二号)附則第七条の規定により独立行政
法人海洋研究開発機構が承継するものを除く。)

は、政令で定めるところにより、一般会計に帰
属するものとする。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に国立大学の教員又は
国立高等専門学校の教員であった者の休職に係
る期間で、第六条の規定による改正前の教育公
務員特例法第二十一条の二の規定に基づき、國
家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八
十二号)第七条第四項の規定を適用しないこと
とされていたものに係る同法の規定の適用につ
いては、なお従前の例による。

(教育公務員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に国立の学校の教員で
あって、第七条の規定による改正前の教育職員
免許法第十条第一項第二号に該当することによ
り免許状がその効力を失った者に対する同法第
五条第一項第五号及び第十条第二項の規定の適
用については、なお従前の例による。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正に伴
う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第十条の規定による
改正前の学校施設の確保に関する政令第四条又
は第十五条の規定に基づき発せられた命令に係
る同令の規定の適用については、なお従前の例
による。この場合において、同令第二条第三項
中「国立学校」とあるのは、「国立大学法人法等
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の
規定により独立行政法人国立高等専門学校機構

三条の規定による改正後の学校教育法第二条第
二項に規定する国立学校」と、同令第二十二条
第一項中「学校を設置した国又は」とあるのは
「国又は学校を設置した」とする。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に国立大学の教員で
あった者に係る第四十二条の規定による改正後
の国家公務員倫理法第十四条第一項の規定の適
用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第一條から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

(教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を
受ける公立学校職員等について学校看護婦とし
ての在職を準教育職員としての在職とみなすこ
とに關する法律の一部改正)

第九条 教育公務員特例法第三十二条の規定の適
用を受ける公立学校職員等について学校看護婦
としての在職を準教育職員としての在職とみな
すことに関する法律(昭和三十年法律第八十五
号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育公務員特例法第三十八条の規定の適
用を受ける公立学校職員等について学校
看護婦としての在職を準教育職員として
の在職とみなすことに関する法律

第五条 第一条第一項中「第三十二条」を「第三十八
条」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の在職とみなすことに関する法律

第六条 第一条第一項中「第三十二条」を「第三十八
条」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の
規定により独立行政法人国立高等専門学校機構

規定期により独立行政法人国立高等専門学校機構
の一部改正)

第十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法
律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次

のように改正する。

第四十条中「第十三条の二第一項」を「第十ニ条第一項」に改める。

第四十七条の四第一項中「第二十条の一第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一一条第二項中「第十九条第二項、第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十条の四」を「第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条」に改める。

附則第二十六条中「第二十条の三第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一一部改正）

第十一條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号中「第二十条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

第十八条第二号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一一部改正）

第十二条公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第五号中「第二十条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第二十四条第二号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「独立行政法人」の下に「、国立大学法人等」を加える。

五月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本育英会の存続と奨学金制度の充実に関する請願（第一八四六号）

第一八四六号 平成十五年五月十五日受理
日本育英会の存続と奨学金制度の充実に関する請願
吉田史外十九名
紹介議員 林 紀子君

長引く不況や高い学費の下、「奨学金制度の拡充を」の願いは切実である。ところが政府は、国の奨学金事業を担ってきた日本育英会を廃止し、新たな独立行政法人を設立するという法律案を発表した。その内容は、（一）「債務保証制度」を設け、奨学金を受ける学生から、これまで必要なかった保証料を徴収できるようにする（文部科学省の試算では年額二万四千円から三万六千円程度）、（二）教育・研究職に就く大学院生には奨学金返還を免除する「返還免除職制度」を廃止し、「特に優れた業績を挙げたと認められる」大学院生に対する返還免除へと転換する、（三）一二万人以上が利用する高校生向け奨学金から国は手を引き、地方に移管する、というものである。そもそも奨学金は、憲法や教育基本法がうたう「教育の機会均等」の理念を実質的に保障する制度であり、国が責任を持つべきである。優れた業績を挙げた学生だけでなく、欧米のように、学ぶ意欲のある若者はだれでも大学や高校に行ける仕組みにすべきである。そのためには日本育英会の存続が必要である。日本の奨学金制度は原則貸与制で返還が必要であるが、欧米では返還の必要がない給付制が重視されている。政府は有利子奨学金枠を増やすことで制度を充実させたかのように宣伝するが、学生からは「利子分の返済も考えると借りづらい」との声も出ており、抜本的充実には程遠い。

ついては、次の事項について実現を図られた